

お取り扱い期間

2026年4月1日(水)~2027年3月31日(水)

相続専用定期預金

思い出

スーパー定期預金および大口定期預金
1年もの

店頭表示利率

プラス
年 **0.30%**

(税引後 + 年 0.239%)

スーパー定期預金および大口定期預金
3年もの

店頭表示利率

プラス
年 **0.35%**

(税引後 + 年 0.2788%)

ご利用いただける方



個人の方

金融機関での相続手続きを終えてから
1年以内に相続で取得した資金を原資とする



金庫営業エリア内にお住まい、
またはお勤めの方

必要書類



本人確認書類



お届け印



相続により受取った預金等の 金額および受取った日付が確認できる書類

- 遺産分割協議書の写し
- 戸籍謄本の写しと被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し
- 遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検済済のもの）の写しと被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など

窓口の商品概要説明書をご用意しています。詳しくは裏面をご覧ください。

令和7年5月1日現在

 石動信用金庫



本店営業部 Tel. 0766-67-1020

福町支店 Tel. 0766-67-0521

中央支店 Tel. 0766-67-3111

金沢支店 Tel. 076-251-2135

商品概要

令和7年5月1日現在

1. 商品名 (愛称)	●相続専用定期預金(単利) (愛称：思い出)
2. 販売対象	●金融機関での相続手続きを終えてから1年以内に相続で取得した資金をお受取になった個人の方 ●当金庫営業エリア内にお住まい、またはお勤めの方
3. お取扱期間	●2026年4月1日(木)～2027年3月31日(水)
4. 預入期間	●スーパー定期預金および大口定期預金 1年、3年の2種類 自動継続(自由金利型定期預金で自動継続扱い)
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 継続後商品 (4) 預入単位	●一括預入 ●100万円以上、ただし相続で取得した金額を上限とさせていただきます。 ●満期後の商品はスーパー定期預金および大口定期預金とします。 ●1円単位
6. 払戻方法	●満期日以降に一括してお支払いします。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	●固定金利 ●1年もの店頭表示金利+0.30% ●3年もの店頭表示金利+0.35% ※上乗せ金利は初回満期までとし継続時は店頭表示利率とします。 ●預入期間3年ものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 ●付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ●店頭表示金利は当金庫ホームページまたは窓口でご確認いただけます。
8. 税金	●利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※「復興特別所得税」0.315%が付加される平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
9. 中途解約時の扱い	●原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約する場合、当行所定の中途解約利率を適用いたします。
10. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時～17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
11. その他	●被相続人1人に対して相続人1人1口座とします。 ●窓口の商品概要説明書をご用意しています。